

住まいの健康診断ご利用の皆様へ 調査における注意点 (木造・鉄骨造戸建住宅用)

平成30年4月に施行される改正宅建業法を受けまして、(一財)福岡県建築住宅センターにおいても、12月1日から宅建業法で規定される「既存住宅状況調査」(通称：宅建業法インスペクション)に移行致します。

つきましては、「住まいの健康診断参加規約」、「住まいの健康診断実施要領」を十分ご確認くださいことと併せて、下記の点が従来の検査より変更となりますので、ご確認ください。

○設計図書などの提出

調査対象物件に下記表の書類がある場合は、検査までにご提出をお願いします。

ご提出がない場合は、調査出来ない項目がございますのでご了承ください。

なお、報告書にてその旨ご報告いたします。

①設計図書 ※下記のいずれかの書類1つで結構です。

○基礎の配筋ピッチの分かるもの
例
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図 ・構造図 ・矩計図(断面図) ・仕様書
など

②耐震性の確認に関する図書 ※下記のいずれかの書類1つとその添付図書で結構です。

○耐震性に関する書類 (昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けたものに限る。)	○耐震改修済み等に関する書類
例	例
<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証 ・検査済証 ・確認台帳記載事項証明 ・(新築)住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅に係る建設住宅性能評価書(耐震等級1以上であるもの) ・既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書 ・耐震基準適合証明書 ・住宅耐震改修証明書 ・耐震診断の結果報告書 ・固定資産税減額証明書
など	など
※添付設計図書も一緒にご提出が必要です。	※添付設計図書も一緒にご提出が必要です